

## 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う臨地実習に関する基本方針

令和2年7月1日（令和3年9月2日改訂）

長野県看護大学

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、本学の臨地実習（以下「実習」）に関する基本方針を以下のとおりとします。

### 1 基本的事項

- 1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と学生の学びの確保を図る。
- 2) 実施の可否については、実習施設の方針（基準）及び本学の基準による。
- 3) 実施の際は、別に定める本学の「臨地実習における新型コロナウイルス感染対策ガイドライン」及び実習施設で定める感染対策を遵守する。
- 4) 実習の実施が困難・中止の場合、知識、技術等の取得については学内演習等により対応する。

### 2 実施に関する基準

- 1) 「長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベル」による基準  
別表に記載の各レベルにより対応する。
- 2) 「新型コロナウイルス感染症に関する本学の対応について」（令和2年3月17日）のVI（学内に罹患者及び濃厚接触者が発生した場合）による基準
  - (1) 学内者が罹患した場合（学内での感染伝播のリスクの存在が示されたとき）  
原則として全学年について臨時休業（14日間を基準）を実施することから、休業期間内は、実習を中止する。  
実習期間中に本学の休業が解除された場合は、実習施設と協議のうえ実施の可否を決定する。
  - (2) 学内者が罹患した場合（学内での感染伝播のリスクがないと認められる場合）
    - ①実習参加教員及び学生が学内罹患者に該当する場合  
該当者を除き、原則として実施とする。実施にあたり、実習施設と協議を行う。
    - ②実習参加教員及び学生が学内罹患者に該当しない場合  
原則として実施とする。実施にあたり、実習施設と協議を行う。
  - (3) 学外の感染者に関連し学内者が濃厚接触者となった場合
    - ①学内での感染伝播のリスクが認められる場合  
上記2)項の(1)と同じ扱いとする。
    - ②学内での感染伝播のリスクが認められない場合  
上記2)項の(2)と同じ扱いとする。（「学内罹患者」を「濃厚接触者」に読み替

える)

- 3) 実習先で学生等に罹患者または濃厚接触者が発生した場合の基準  
実習施設において学生または実習担当教員の感染が判明した場合、あるいは感染者の濃厚接触者となった場合は、実習を中止する。

### 3 実習参加における行動指針

- (1) 実習開始前の2週間及び実習期間中は、次の行動をとらないこと  
なお、次の②及び③については、考慮されるべき事情があれば、予め実習担当者に相談すること

①海外渡航

②新型コロナウイルス感染症の感染拡大地域として長野県から訪問についての注意情報が出されている都道府県※への移動

※・緊急事態宣言の対象区域

・直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数が15人を上回っている都道府県(基準が変更された場合、最新の基準による)

③「長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベル」のレベル4以上が発令されている地域、あるいは感染経路が不明な事例が頻発している地域への移動

④不特定多数を対象とした集会やイベント等への参加

⑤不特定多数が集まるなど感染が危惧される場所でのアルバイト

⑥複数の友人や知人との懇親会や会食

- (2) 実習の前後2週間及び実習期間中は、必ず健康観察シートにより各自で健康観察を実施すること。

なお、健康観察シートに記載の症状がある場合は、実習に参加しない。

### 4 その他

- (1) 実習の実施及び計画は、厚生労働省医政局看護課が発出した「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う看護師等養成所における臨地実習の取扱い等について」(令和2年6月22日付け事務連絡)の内容を踏まえて行うものとする。
- (2) この基本方針は、令和2年7月1日から適用するものとし、今後の感染状況等により必要に応じて見直しを行う。

(別表)

「長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベル」に基づく基準

レベル	アラート (警戒情報)	発令された圏域等／実習の可否	
		全県または上伊那圏域	実習施設の所在する圏域
レベル1	平常時	実施	実施
レベル2	注意報	原則として、すべての実習を中止 <u>(ただし、状況により実施を可とする：※1～4に該当)</u>	原則として、該当する実習のみ中止 <u>(ただし、状況により実施を可とする：※1～4に該当)</u>
レベル3	警報		
レベル4	特別警報Ⅰ		
レベル5	特別警報Ⅱ		
レベル6	緊急事態宣言 (特措法に基づく)	すべての実習を中止	該当する実習のみ中止

- ※1 レベル2及び3における実習については、警戒情報の内容、感染状況等を踏まえ、実習施設と協議のうえ了解が得られた場合のみ、実施を可能とする。
- ※2 レベル4及び5における実習については、次の①から③までのいずれかの対応をもって実習施設と協議し、了解が得られた場合のみ実施を可能とする。
- ① 実習に際し感染症の発生とその広がりを抑制するため、予め学生に対してとりえる具体的な感染防止対策を感染症対策委員会に提出し承認を得る。
  - ② 実習施設から求められる要件が示されている場合は、当該要件への対応状況を感染症対策委員会に報告し承認を得る。
  - ③ 上伊那圏域あるいは実習施設の所在する圏域での感染状況によっては、「圏域の感染警戒レベルの引上げ基準」の要件1及び2等を参考にして、感染拡大のリスクを感染症対策委員会で評価し実施の可能性を判断する。
- ※3 上記基準により実習を中止した場合、実習期間中に感染警戒レベルがレベル5以下に引き下げられたときは、実習施設と協議のうえ実施の可否を決定する。
- ※4 実習開始後、実習期間中に感染警戒レベルが引き上げられたときは、実習施設と協議のうえ実習継続の可否を決定する。